

改正 令和 7 年 5 月 2 2 日 原規規発第 2505223 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 2 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の一部を改正する規程

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

別表 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I. はじめに 1. (略) 2. <u>関連法令</u> ＜試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の認可関連＞ (略) ＜試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可関連＞ (略) ＜旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可関連＞ (略) ＜旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可関連＞ (略) ＜手数料関連＞ ・<u>法第75条第1項第3号</u>(手数料の納付) ・(略) ＜罰則関連＞ ・<u>法第78条第5号の3(法第43条の3の2第2項又は第43条の3の3第2項の規定に違反して廃止措置を講じた者(一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。))</u> ・<u>法第78条第5号の5(法第43条の3の3第2項又は第43条の3の3第2項の規定に違反した者(一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。))</u> II. 審査の対象及び方法	I. はじめに 1. (略) 2. <u>関連法令、訓令等</u> ＜試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の認可関連＞ (略) ＜試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可関連＞ (略) ＜旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可関連＞ (略) ＜旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可関連＞ (略) ＜手数料関連＞ ・<u>法第75条第1項</u>(手数料の納付) ・(略) ＜罰則関連＞ ・<u>法第78条第5号の3(法第43条の3の2第2項及び法第43条の3の3第2項の規定に違反して廃止措置を講じた者に処する一年以下の懲役、百万円以下の罰金)</u> ・<u>法第78条第5号の5(法第43条の3の3第2項及び法第43条の3の3第2項の規定に違反した者に処する一年以下の懲役、百万円以下の罰金)</u> II. 審査の対象及び方法

廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。

1. (略)

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、以下の認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。

審査に当たっては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」(昭和60年12月19日原子力安全委員会決定)を参考にする。

また、申請の内容を勘案し、必要に応じ、現地調査、有識者の専門的意見の聴取を実施する。

○発電用原子炉施設の廃止措置については、原子力規制委員会規則で定める基準として、実用炉規則第119条及び開発炉規則第114条に

- 1) 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心(研究開発段階発電用原子炉にあつては炉心等。以下同じ。)から使用済燃料(研究開発段階発電用原子炉にあつては燃料体)が取り出されていること
 - 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること
 - 3) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること
- と規定されている。

○試験研究用等原子炉施設の廃止措置については、試験炉規則第16条の9に

- 1) 廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃

廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。

1. (略)

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、以下の認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。

審査に当たっては、「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方—JPDRの解体に当たって—」(昭和60年12月19日原子力安全委員会決定、平成13年8月6日「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」として一部改訂)を参考にする。

また、申請の内容を勘案し、必要に応じ、現地調査、有識者の専門的意見の聴取を実施する。

○発電用原子炉施設の廃止措置については、原子力規制委員会規則で定める基準として、実用炉規則第119条及び開発炉規則第114条に

- 1) 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心(研究開発段階発電用原子炉にあつては炉心等。以下同じ。)から使用済燃料(研究開発段階発電用原子炉にあつては燃料体)が取り出されていること。
 - 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
 - 3) 核燃料物資又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。
- と規定されている。

○試験研究用等原子炉施設の廃止措置については、試験炉規則第16条の9に

- 1) 廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃

料が取り出されていること

- 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること
 - 3) 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること
- と規定されている。

また、炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合には、上記1)に代えて

- ・廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする
- と規定されている。

注) (略)

Ⅲ. 審査の基準

1. (略)

2. 申請書記載事項に対する審査基準

(1) 解体対象となる施設及びその解体の方法

- ・試験炉規則第16条の6第1項第5号
- ・実用炉規則第116条第1項第5号
- ・開発炉規則第111条第1項第5号

1) (略)

2) 解体の方法

原子炉施設の廃止措置は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切(支障がないもの)であることが求められる。

すなわち、原子炉の運転を恒久的に停止した後は、まず、炉心から使用済燃料(研究開発段階発電用原子炉にあつては燃料体)を取り出す必要がある。

原子炉施設の解体撤去作業の実施に当たっては、公衆及び放

料が取り出されていること

- 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること
 - 3) 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること
- と規定されている。

また、炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合には、上記1)に代えて

- ・廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。
- と規定されている。

注) (略)

Ⅲ. 審査の基準

1. (略)

2. 申請書記載事項に対する審査基準

(1) 解体対象となる施設及びその解体の方法

- ・試験炉規則第16条の6第1項第5号
- ・実用炉規則第116条第1項第5号
- ・開発炉規則第111条第1項第5号

1) (略)

2) 解体の方法

原子炉施設の廃止措置は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切(支障がないもの)であることが求められる。

すなわち、原子炉の運転を恒久的に停止した後は、まず、炉心から使用済燃料(研究開発段階発電用原子炉にあつては燃料体)を取り出す必要がある。

原子炉施設の解体撤去作業の実施に当たっては、公衆及び放

射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、施設内に残存する放射性物質の種類、数量及び分布や放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、解体撤去作業前の除染実施の検討や、放射性機器等の解体撤去時期の検討等により解体撤去の手順及び工法の選定がなされる必要がある。また、廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。

ここで、原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が、長期間をかけて行われる。

こうしたことを踏まえ、

○解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階とその段階ごとに講じる措置が示されていること。また、各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。

①原子炉の機能停止から燃料体搬出までの段階

原子炉の機能停止のための措置として、炉心からすべての燃料体を取り出され、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられるとともに、燃料体は核燃料物質貯蔵設備に保管され、同設備の解体開始前に原子炉施設外へ搬出されること。

原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。

試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合は、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的

射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、施設内に残存する放射性物質の種類、数量及び分布や放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、解体撤去作業前の除染実施の検討や、放射性機器等の解体撤去時期の検討等により解体撤去の手順及び工法の選定がなされる必要がある。また、廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。

ここで、原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が、長期間をかけて行われる。

こうしたことを踏まえ、

○解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階とその段階ごとに講じる措置が示されていること。また、各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。

①原子炉の機能停止から燃料体搬出までの段階

原子炉の機能停止のための措置として、炉心からすべての燃料体を取り出され、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられるとともに、燃料体は核燃料物質貯蔵設備に保管され、同設備の解体開始前に原子炉施設外へ搬出されること。

原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。

試験研究用原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合は、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的

的な措置が講じられるとともに、炉心から使用済燃料を取り出すまでの間、冷却機能、臨界防止機能その他の使用済燃料を炉心において安全に保管するために必要な機能が維持されること。

②（略）

③解体撤去段階

原子炉施設内に残存する放射性物質の評価を基に、核燃料物質による汚染の適切な除去、核燃料物質によって汚染された物の適切な廃棄等が行われること。

○廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）が取り出されていることが、認可の基準となっていることから、申請に先立ち炉心から燃料を取り出していること。（試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合を除く。）

○発電用原子炉施設において、使用済燃料貯蔵設備に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故等対処設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。

注） 廃止措置計画の認可申請においては、廃止措置の全期間について試験炉規則、実用炉規則又は開発炉規則で定められた事項（以下「申請書記載事項」という。）を申請書に記載することが必要であるところ、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細を申請時以降に定めることが合理的であると認められる場合にあっては、当該部分（以下「後期工程」という。）の範囲を明確にした上で、後期工程については、廃止措置の実施体制、試験研究用等原子炉本体又は発電用原子炉本体の解体

な措置が講じられるとともに、炉心から使用済燃料を取り出すまでの間、冷却機能、臨界防止機能その他の使用済燃料を炉心において安全に保管するために必要な機能が維持されること。

②（略）

③解体撤去段階

原子炉施設内に残存する放射性物質の評価を基に、核燃料物質による汚染の適切な除去、核燃料物質によって汚染された物の適切な廃棄等が行われること。

○廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）が取り出されていることが、認可の基準となっていることから、申請に先立ち炉心から燃料を取り出していること。（試験研究用原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合を除く。）

○発電用原子炉施設において、使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故等対処設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。

注） 廃止措置計画の認可申請においては、廃止措置の全期間について試験炉規則、実用炉規則又は開発炉規則で定められた事項（以下「申請書記載事項」という。）を申請書に記載することが必要であるところ、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細を申請時以降に定めることが合理的であると認められる場合にあっては、当該部分（以下「後期工程」という。）の範囲を明確にした上で、後期工程については、廃止措置の実施体制、試験研究用等原子炉本体及び発電用原子炉本体の解体

の基本方針、廃止措置に要する資金の額及びその調達計画等の廃止措置全体の見通しの審査に必要な事項が記載されていれば、必要な事項が記載されているものとして取り扱う。

なお、この場合においては、申請後に、後期工程に着手するまでに申請書記載事項の詳細を確定させ廃止措置計画の変更認可を受ける旨の記載があることを確認する。

(2)～(9) (略)

3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

(1)～(3) (略)

(4)廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第3号
- ・実用炉規則第116条第2項第3号
- ・開発炉規則第111条第2項第3号

原子炉施設の廃止措置においては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の形態(放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物等の別)に応じて適切な放射線管理の下に、確実に廃棄が行われること、また、廃止措置期間中の平常時における周辺公衆への影響を確認する。

1)・2) (略)

3) 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価

原子炉施設の廃止措置期間中の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量が適切に評価されていること。

①気象条件

廃止措置期間中の原子炉施設からの平常時における放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気

の基本方針、廃止措置に要する資金の額及びその調達計画等の廃止措置全体の見通しの審査に必要な事項が記載されていれば、必要な事項が記載されているものとして取り扱う。

なお、この場合においては、申請後に、後期工程に着手するまでに申請書記載事項の詳細を確定させ廃止措置計画の変更認可を受ける旨の記載があることを確認する。

(2)～(9) (略)

3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

(1)～(3) (略)

(4)廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第3号
- ・実用炉規則第116条第2項第3号
- ・開発炉規則第111条第2項第3号

原子炉施設の廃止措置においては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の形態(放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物等の別)に応じて適切な放射線管理の下に、確実に廃棄が行われること、また、廃止措置期間中の平常時における周辺公衆への影響を確認する。

1)・2) (略)

3) 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価

原子炉施設の廃止措置期間中の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量が適切に評価されていること。

①気象条件

廃止措置期間中の原子炉施設からの平常時における放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気

拡散の解析方法(以下「気象条件」という。)により、大気中における放射性物質の拡散状態が示されていること。

この適切な気象条件としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定。以下「気象指針」という。)に、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び平常運転時の大気拡散の解析方法が示されており、審査に当たっては、これを参考とする。

なお、気象指針では「本指針で定めた事項以外の方法を用いる場合があっても、十分な根拠があればその使用を認められるものである」としていることに留意する。

② (略)

③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。

ここで、「Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方」に示したとおり、廃止措置計画については、施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないよう講じられるものであること。さらに、原子炉設置者及び旧原子炉設置者等においては、原子炉施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つための努力が払われていること。

このような観点からの評価の方法としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日原子力委員会決定。以下「線量評価指針」という。)及び「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価

拡散の解析方法(以下「気象条件」という。)により、大気中における放射性物質の拡散状態が示されていること。

この適切な気象条件としては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。以下「気象指針」という。)に、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び平常運転時の大気拡散の解析方法が示されており、審査に当たっては、これを参考とする。

なお、気象指針では「本指針で定めた事項以外の方法を用いる場合があっても、十分な根拠があればその使用を認められるものである」としていることに留意する。

② (略)

③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。

ここで、「Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方」に示したとおり、廃止措置計画については、施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないよう講じられるものであること。さらに、原子炉設置者及び旧原子炉設置者等においては、原子炉施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つための努力が払われていること。

このような観点からの評価の方法としては、原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日原子力委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂)(以下「線量評価指針」という。)、旧原子炉安全基準専門部会の「発電用軽水

について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)が示されており、審査に当たってはこれらを参考とする。

④ (略)

4) (略)

- (5) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第4号
- ・実用炉規則第116条第2項第4号
- ・開発炉規則第111条第2項第4号

廃止措置計画が認可の基準に適合するものであることを確認するに当たっては、廃止措置期間中の平常時における一般公衆への影響はもとより、廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等を確認する。

1) (略)

2) 事故時における周辺公衆の線量評価

①・② (略)

③ 放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、敷地外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。

線量評価の方法としては、上記(3)3)③に述べた原子力安全委員会の安全審査指針類を審査に当たって参考とする。

廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等が周辺公衆に与える放射線被ばくのリスクを確認する際の考え方としては、

型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂)が示されており、審査に当たってはこれらを参考とする。

④ (略)

4) (略)

- (5) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第4号
- ・実用炉規則第116条第2項第4号
- ・開発炉規則第111条第2項第4号

廃止措置計画が認可の基準に適合するものであることを確認するに当たっては、廃止措置期間中の平常時における一般公衆への影響はもとより、廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等を確認する。

1) (略)

2) 事故時における周辺公衆の線量評価

①・② (略)

③ 放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、敷地外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。

線量評価の方法としては、上記(3)3)③に述べた原子力安全委員会の指針類を審査に当たって参考とする。

廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等が周辺公衆に与える放射線被ばくのリスクを確認する際の考え方としては、

<u>原子力安全委員会の安全審査指針類である「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成3年7月18日原子力安全委員会決定)の解説における事故評価において示された考え方を参考とする。</u> 注) (略) (6)～(10) (略)	<u>「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成3年7月18日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂)解説における事故評価において示された考え方を参考とする。</u> 注) (略) (6)～(10) (略)
--	---